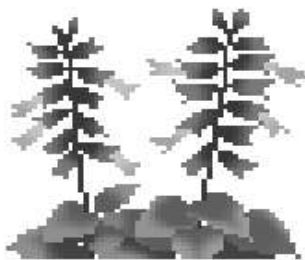


# 東野小学校PTA

# しおり



学校の花 … サルビア

シソ科の多年草。原産地はブラジル。

花期は8～11月。花の色は、赤・ピンク・紫・青・白。別名はピゴロモソウ。

英名はスカーレットセイジ。

花言葉 … 尊敬・燃える思い・知恵・家族愛・すべてよし

6年間保存

〒352-0011

埼玉県 新座市 野火止 6丁目22番12号

TEL : 048-479-7280

FAX : 048-482-6794

URL <https://e-higashino-c-niiza.edumap.jp>

# 目 次

東野小学校P T A規約	1
組織の機構図	5
細 則	6
活動へのしおり	8
委員の手引き	12
メール連絡網サービス 要項	13
P T Aと学校のおもな歩み	15

# 東野小学校PTA規約

## 第1条（名称）

この会は東野小学校 PTA といひ、事務所を東野小学校内に置きます。

## 第2条（目的）

この会は、保護者と教職員が協力して学校・家庭・社会における児童の幸福な成長を図るために活動することを目的とします。

## 第3条（方針と活動）

この会は、教育を本旨とする自主独立の団体で前条の目的を達成するために次の方針に従って活動します。

- (1) 会員相互の学習を進めるとともに親睦を図ります。
- (2) 児童の教育的環境を良くすることに努めます。
- (3) 学校・地域社会および目的を同じくする団体・機関とは必要により協力します。
- (4) 会や役員の名で特定の政党や宗教を支持しません。また、営利を目的とする行為も行いません。
- (5) 如何なる団体・機関からの干渉も受けません。

## 第4条（会員）

- (1) この会の会員は、東野小学校に在籍する児童の保護者および教職員とし、会員は全て平等の権利と義務を有します。
- (2) 会員は、この会の全ての会議を傍聴し全ての帳簿類を閲覧し、役員・委員に立候補することができます。

## 第5条（役員）

- (1) この会の円滑な運営を図るため次の役員を置きます。  
会長（保護者 1～2） 副会長（保護者 2～4・教職員 1）  
会計（保護者 2～3） 書記（保護者 3～6） 庶務（保護者 2～3・教職員 1）
- (2) 役員任期は年度初めから次年度役員に引き継ぐまでの1年とし、再任は認めますが、同一役職においては2年までとします。  
但し、教職員についてはこの限りではありません。

役員会の会務は次のとおりです。

- ① 会長は会を代表し、総会・代表者会議および役員会を招集しこれらの会の決定に基づき会務を処理します。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わります。
- ③ 会計は会の運営費などの会計を処理します。

- ④ 書記は会の記録をとります。
- ⑤ 庶務は会の諸連絡などの事務を処理します。
- (3) 役員は他の役員や委員を兼任することはできません。  
但し、臨時委員会についてはこの限りではありません。
- (4) 役員の選出については細則に定めます。

## 第6条 (会計)

- (1) 会員はこの会の運営および活動に必要な費用を負担し金額は総会で決定します。
- (2) この会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

## 第7条 (組織)

この会を運営するため次の組織を置きます。

総会、学級会、学年委員会、専門委員会、校外委員会、役員会、代表者会議、  
臨時委員会

## 第8条 (総会)

- (1) 総会はこの会の最高議決機関であり、全会員をもって構成します。
- (2) 総会では次のことをします。
  - ① 活動報告、活動計画の検討と承認
  - ② 決算報告、予算計画の検討と承認
  - ③ 役員、監査員の承認
  - ④ 規約の改正
  - ⑤ その他の重要事項の審議
- (3) 総会は定期総会と臨時総会があります。  
定期総会は年度初めに開催します。  
臨時総会は代表者会議が必要と認めた時、または会員の10分の1以上からの要求があったときに開催します。
- (4) 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決定します。

## 第9条 (学級会)

- (1) 学級会では第2条の目的を達成するため学級委員を中心に保護者と教師が意思疎通を図り活動します。
- (2) 学級会では会員の互選により委員3名を選出します。内2名を学級委員とし、1名を専門委員とします。他の委員を兼任することはできません。  
但し、臨時委員会についてはこの限りではありません。
- (3) 学級委員は必要に応じて学級会を開催し会員の意思をまとめます。
- (4) 学級委員に欠員が生じた場合は補充することができます。

#### 第10条 (学年委員会)

- (1) 各学年委員会は第2条の目的を達成するため学年として学習会や親睦会を開催することができます。
- (2) 各学年委員会は学級委員、教師をもって構成し専門委員も参加できます。
- (3) 互選により正副学年委員長を選出します。
- (4) 正副学年委員長は必要に応じて学年委員会を開催します。

#### 第11条 (専門委員会)

- (1) 各学級から選出された専門委員と担当の教職員は広報委員会・文化委員会に所属しそれぞれの専門活動を行います。
- (2) 各専門委員会は互選により正副委員長を選出します。
- (3) 欠員が生じた場合は補充することができます。

#### 第12条 (校外委員会)

- (1) 校外委員会は各地区の委員と担当の教職員で構成し、児童の校外生活の向上と地域環境の改善を図り活動します。
- (2) 各地区では互選により1～2名の委員を選出します。
- (3) 互選により委員長、副委員長(地区長)を選出します。
- (4) 欠員が生じた場合は補充することができます。

#### 第13条 (役員会)

- (1) 役員会は総会や代表者会議への議案を準備しその報告を行います。
- (2) (1)の役員会においては、必要に応じて学年委員会・専門委員会・校外委員会の委員長の出席を要請します。
- (3) 役員会は全役員をもって構成し、全体の活動を推進します。
- (4) 役員会は年度当初の各委員会成立を図ります。
- (5) 欠員が生じた場合は補充することができます。

#### 第14条 (代表者会議)

- (1) 代表者会議は最高執行機関であり総会に次ぐ議決機関です。
- (2) 代表者会議は役員および各学級委員、各専門委員会、校外委員会の委員で構成されます。
- (3) 議事は出席委員の過半数の賛成で決定されます。

#### 第15条 (臨時委員会)

- (1) この会の運営上、代表者会議で必要と認められた時は臨時委員会を設置することができます。
- (2) その目的を達成した時に解散します。

**第16条 (会計監査)**

- (1) この会の監査をするため保護者2名の監査員を置きます。
- (2) 任期は1年とします。
- (3) 監査員は総会に監査報告をします。
- (4) 監査員の選出については細則に定めます。

**第17条 (細則)**

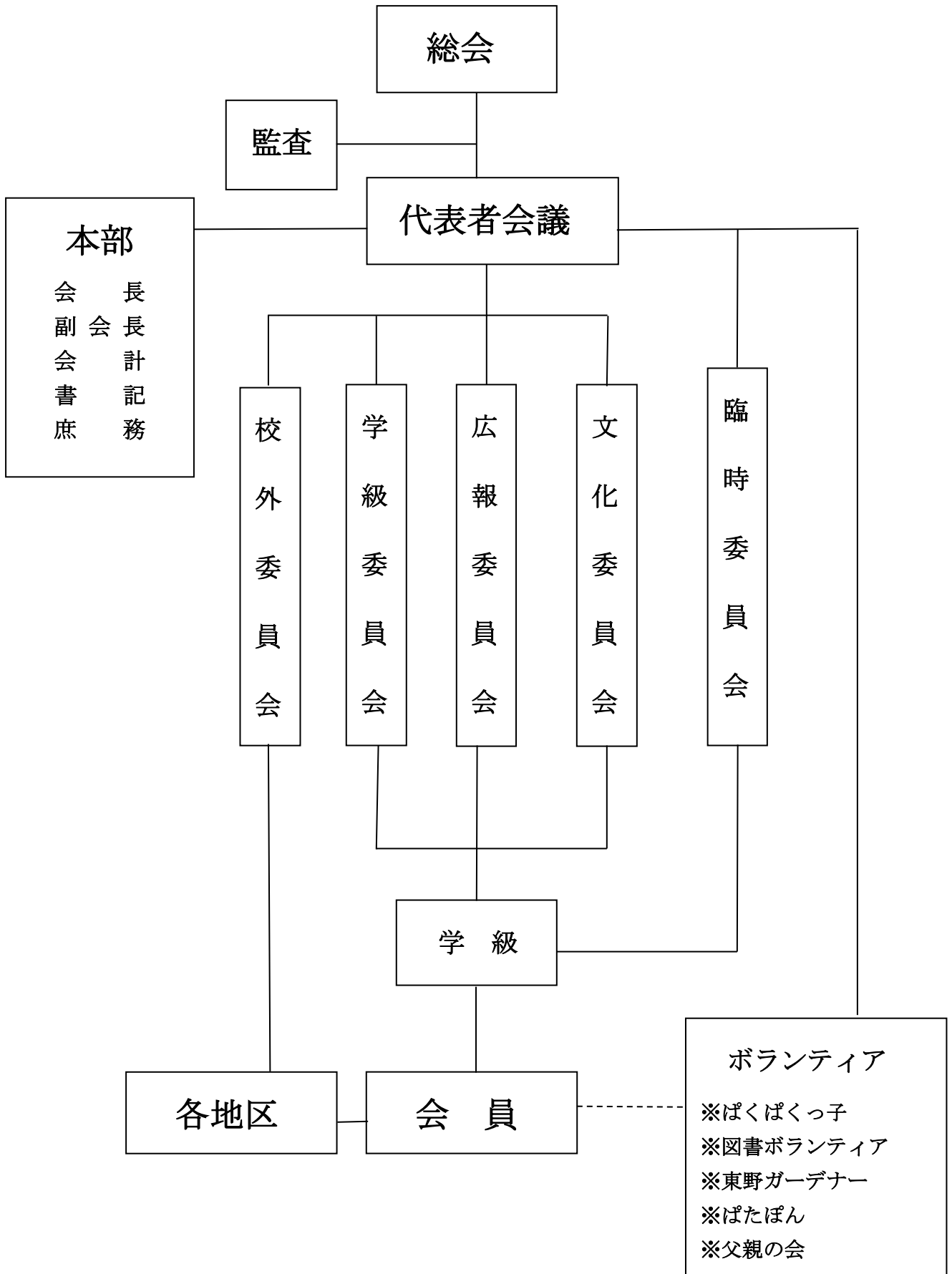
この会の運営に関しては必要な細則の制定および改正は代表者会議で協議の上、決議されます。

**第18条** この会の規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

付 則 この規約は 昭和63年4月1日から実施します。

一部改訂 平成11年4月1日  
平成18年5月1日  
平成25年4月1日  
平成27年5月8日  
令和 6年4月1日

# 組織の機構図



# 細 則

## 第1条（役員選出）

- (1) PTA 会則施行以降(S62年度)本部役員・校外委員長および市P保連事務局員を務めた者は、立候補を除き、今後の委員・役員および本部役員の選出を免除されます。
- (2) 学級委員(クラス委員)・広報委員・文化委員・校外委員を務めた者は次年度のみ本部役員の選出を免除されます。但し本人に立候補の意思がある場合はこの限りではありません。
- (3) 次年度の役員の立候補を募ります。5年生については選出を義務としませんが、立候補がある場合はこの限りではありません。  
1～4年生のクラス数に満たない場合、立候補のない1～4年生の各クラスから互選により1名を選出します。
- (4) 教職員の中から互選により2名選出します。
- (5) 上記(3) (4)で選出された人達が話し合い規約第5条にそって次年度の役職を決め、総会において承認を受けます。

## 第2条（会計監査員選出）

会計監査員は全会員を対象に代表者会議において選出し総会において承認を受けます。但し、他の役員や委員を兼ねることはできません。

## 第3条（慶弔規定）

会員や児童の死去については 5,000円の弔慰金として渡します。  
罹災(火災=全・半焼、その他)については 5,000円の見舞金として渡します。  
その他については必要に応じて役員会で検討し決定します。

## 第4条（廃品回収）

- (1) 担当は校外委員会(お知らせの発行を含む)
- (2) 収益金の管理は役員会の会計とします。
- (3) 収益金の使い道の決定は代表者会議とします。
- (4) 保護者によるボランティア活動に関しては収益金によりその活動を支援します。

## 第5条（ボランティア活動）

- (1) 会員有志によって構成されたグループの代表者の申請により代表者会議の承認を経てボランティアグループを置くことができます。
- (2) 各グループではそれぞれ代表1名と副代表を互選します。
- (3) 代表は必要あるときは役員会および代表者会議に出席します。



## 第6条（役員選出に関する特別規定）

新座市 PTA・保護者会連合会(以下「市 P 保連」という)の幹事校およびそれに準ずる年においては、役職の人数は代表者会議の承認を経て変更することができます。

付 則 この細則は 平成 7年 5月18日より実施します。

一部改正 平成18年 5月 1日

平成25年 4月 1日

令和 2年 4月 1日

令和 3年 4月 1日

令和 6年 4月 1日

# 活 動 へ の し お り

東野小 PTA では、子どもの入学、転入と同時に保護者は PTA 会員になります。

## PTA とは？

親(保護者)「Parent」と先生(教職員)「Teacher」の会「Association」です。

保護者と教職員が、子どもたちの幸福な成長のために、ともに話し合い、学びあって活動するところです。

## 会費

会費の額は、総会で決定され、年度始めに学級委員を通じて徴収します。転入の場合は、その都度学級委員を通じて、転入した翌月より月割で会計が徴収します。転出の場合は、払い戻ししません。

## 保険

保険料 年 100 円。(契約保険会社 埼玉県 PTA 安全互助会)

保険金支払対象者は、保護者、教職員、在校生。

学級・学年交流会、懇談会、PTA 総会、代表者会議、各委員会活動など、PTA 行事および参加のため自宅から学校への往復路での傷害について、保険金が支給されます。該当する場合は、学校までお申し出ください。会長が窓口となり手続きを行います。

## 委員会とは？

～ 委員・役員選出のポイント ～

全員が PTA 会員であるという自覚と責任を持ちましょう。

“できる時にできる範囲で”無理のない活動を心がけましょう。

誰が選ばれても安心できるように、みんなで関心を持ち、協力しましょう。

委員・役員経験を、学校を知る良いチャンスと前向きに考え、交流の輪をひろげましょう。

## 学級会

PTA の活動の基礎は学級にあります。各クラスでは、学級委員 2 名、専門委員 1 名を選びます。学級委員を中心に、担任の先生とよく話し合っ、クラスの人たちの意見をもとに、茶話会やレクリエーションなど学級交流会を企画・実行します。

## 学年委員会

各クラスの学級委員と専門委員と担任の先生方で構成し、学級 PTA 活動の交流や学年全体で取り組みたい活動を企画し、実行します。

## 専門委員会

### (1) 広報委員会

広報誌「ひろば」の企画・編集・発行をします。

PTA 活動をより広く会員に知らせ、また、子どもの教育に関する情報を提供します。

### (2) 文化委員会

家庭教育学級として、学習会、講演会、コンサートなどを企画開催します。給食試食会を企画し実行します。

## 校外委員会

学校の通学班に対応する地区割から委員を選出します。

地域の人々との交流を図りながら地域の現状を知り、学校と連絡を取り合っ、より良い環境作りに努めます。地区集会・懇談会・安全合同会議・交通安全指導などを企画実行します。学校外への諸活動参加として、市の「交通安全母の会」があります。

## ボランティア活動

### (1) ぱくぱくっ子

『食べることの大切さを楽しく学んで行くためのお手伝い』



(2) 図書ボランティアグループ

図書室を使いやすく、子どもたちが本に親しめる環境作りをしていきます。



(3) 東野ガーデナー

学校の花壇やプランターの花の植え替えなどのお手伝いを行います。



(4) ぱたぼん

子どもたちに楽しい絵本を読み聞かせします。



(5) 父親の会

学校のお手伝いとイベントの開催をします。



## 同好会

会員の親睦を図るサークル活動です。

設置基準として、

- (1) 会の構成員はPTA会員を対象とします。
- (2) 人数は15人以上の部員をもって構成します。
- (3) 年1回以上、全体に呼びかけた催しを開きます。
- (4) 総会において活動報告をします。

- ◎必要があれば代表者会議などにオブザーバーとして出席することができます。
- ◎PTA より補助金を受けられます。
- ◎「保険」についてはPTA の保険とは別です。



## 総会・代表者会議・役員会とは？

### 総 会

PTA の最高議決機関です。定期総会と臨時総会があります。

定期総会では、前年度の活動報告・決算報告をし、また各年度の予算と活動計画の大きな枠組みを決定します。

臨時総会は、PTA の規約に関わる事や、組織・運営などに重要な突発事項がある場合、規約によりいつでも開催できます。

### 代表者会議

各委員会の活動報告やクラスから上がった問題を話し合い、具体的な活動の最終決定をする場です。役員および各学級委員、文化委員、広報委員、校外委員、各ボランティアが参加します。提案や改善したい点など、学級懇談会などで、意見を出してください。学級委員をとおして、代表者会議にて、問題提起しましょう。

### 役員会

総会や代表者会議で話し合う議題の整理をするほか、問題の提案の仕方を話し合い、「会」がスムーズに行われるよう調整し、PTA の運営に携わり、各委員会と連携します。役員会の構成は、会長・副会長・会計・書記・庶務の5役です。

## 新座市 PTA・保護者会連合会（市 P 保連）

新座市 PTA・保護者会連合会（市 P 保連）とは、新座市立小・中学校をもって組織されており、保護者と教職員が一体となり、児童生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的としています。

北足立南部地区 PTA 連絡協議会（南 P 連）とは、埼玉県南部地区教育事務所所属の PTA が集まってできている団体。和光・志木・蕨・戸田（新座・朝霞・川口・草加は現在休会中）の 4 市の PTA で構成されている。

埼玉県 PTA 連合会（県 P 連）とは、県の趣旨に賛同する地区 PTA に加盟する埼玉県内の単 PTA 構成する連合体。PTA の発展に努め、教育の進行と児童生徒の福祉を増進することを目的とする。

## 委員の手引き

PTA 活動に創意工夫をもって取り組みましょう。

PTA の諸活動にはその役割を問わず呼びかけ協力し助け合い、多くの会員に参加してもらおうよう努力しましょう。

### （1）手続きについて

#### ①書類の作成

- ・ 行事をおこなう時は事前に計画書を 2 部（教頭と PTA 保管用）提出してください。その際、書面に出席予定者全員（児童名、教員名、保護者名、同伴幼児名）の名簿を添付してください。
- ・ 行事終了後は報告書を 1 部作成しファイルしてください。万一、事故のあった場合は速やかに会長へ連絡してください（詳細については保険の項を参照）。
- ・ 学校施設を利用する場合、事前に学校施設利用申請書を教頭先生に提出します。

#### ②PTA 会議室の使用

- ・ 事前に会議室内にある使用予定表に記入してください。
- ・ 備え付けのエアコンは、適正な利用を心がけてください。
- ・ 利用時間は平日の午前 9：00～午後 4：30（時間厳守でお願いします）。
- ・ 使用後はエアコン・戸締り・照明などの点検。ゴミが出たら持ち帰るなどの配慮をしてください。

#### ③印刷物

- ・ PTA 活動に必要な印刷物は会議室に備えられた印刷紙や機械を利用できます。
- ・ プリントには必ず『日付、発行者名』を入れましょう。
- ・ プリントは 2 部保管します。1 部は全印刷物ファイルに、もう 1 部はそれぞれの委員会ファイルにとじ込みます。

<発行文書に使う名称>

PTA の発行文書・・・・・・・・東野小 PTA 役員会（その他必要に応じて担当者名）

学年発行文書・・・・・・・・・・学年委員長名

学級発行文書・・・・・・・・・・学級委員名

専門、校外、ボランティア発行文書・・・会長名、各委員長名

広報ひろば・・・・・・・・・・発行 PTA、編集広報委員会

◎ 印刷物は各委員会ファイルに保管してください。

## (2) 活動ノート

学年ノート、委員会ノートは1年間の活動記録になります。

振り返って反省したり来年の委員への手助けになるよう明確に記録を心がけましょう。

## 新座市立東野小学校 メール連絡網サービス 要項

### 1. 主旨

この要項は、新座市立東野小学校（以下「東野小」という）における、メール連絡網サービス（以下「メール連絡網」という）の利用および管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. メール連絡網利用の基本的な考え方

この連絡網は、高度情報化社会にふさわしい、学校や地域の子どもたちの安全に関する情報の迅速な提供、共有、さらに適切な対応、並びに学校運営に関わる情報提供に資するため、今日普及率の高まった電子メールを積極的に活用しようとするものである。このメール連絡網は、有限会社オムニシステムの提供する「マメール」というシステムを利用する。

### 3. メール連絡網の管理責任者

メール連絡網の利用および活用の管理責任者を、教頭ならびに PTA 会長とし本要項に掲げるすべての責任を負うものとする。

### 4. メール連絡網利用者

メール連絡網利用者は、連絡網に登録を希望する東野小保護者、教職員とする。なお、一家庭についての登録数は2件までとする。また、登録は、年度終了とともに抹消するものとする。

### 5. 配信情報内容の範囲、程度

メール連絡網より配信する情報には PTA 会長管理のもとに、メール連絡網担当者が情報を精査し、PTA 会長の決済をもって配信する。配信内容は、PTA 役員、学級委員、専門委

員、各係、PTA 会員への、PTA 活動に関わる連絡とし、メールのタイトルに【東野小 PTA】と明記する。

また、学級委員や専門委員が、クラスや委員内で連絡網を利用したい場合は、文面を作成して会長に配信依頼することによって、利用することができる。

## 6. 電話連絡や文書との関連

本メール連絡網でメール配信した内容については、メール連絡網に登録していない会員（非登録者）に対して、電話連絡や文書での通知を次のように行なう。

（1）「緊急」の情報は、非登録者のみに速やかに電話連絡を入れる。また、必要に応じて、その後関係する全会員に同内容の文書を送付する。

（2）「注意」の情報は、電話連絡は入れない。その後、関係する全会員に同内容の文書を送付する。

（3）「連絡」の情報は、電話連絡は入れない。その後、必要に応じて、関係する全会員に同内容の文書を送付する。

## 7. その他

連絡網の管理責任者は、連絡網利用者に対して、配信状況を確認するために必要に応じて「試験」のためのメールを送ることができるものとする。

**【附則】** この要項は平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

一部改訂 平成 23 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日



## PTA と学校のおもな歩み

- 昭和 49年 大和田小・東北小から分かれて東野小学校が開校  
 50年 保護者会連絡協議会として発足  
 61年 保護者会連絡協議会から PTA として発足  
 62年 PTA 会則を施行
- 平成 9年 新座市 PTA 保護者会・連合会に加入  
 10年 創立25周年  
 11年 園芸委員会設置  
 13年 第二中学校区地域ふれあい連絡協議会発足  
 15年 創立30周年  
 16年 園芸委員会を『東野ガーデナー』に名称変更  
 17年 『ばくばくっ子』を発足  
 20年 メール連絡網サービス開始  
 20年 創立35周年  
 21年 『図書ボランティアグループ』を発足  
 23年 読み聞かせ活動を『ばたぼん』に名称決定  
 24年 北足立南部地区 PTA 協議会・埼玉県 PTA 連合会に加入  
 24年 『東野ガーデナー』活動休止  
 25年 創立40周年  
 26年 『東野ガーデナー』活動再開  
 29年 『ばたぼん』を発足  
 30年 創立45周年  
 『父親の会』を発足
- 令和 元年 『ばくばくっ子』活動休止  
 3年 北足立南部地区 PTA 協議会・埼玉県 PTA 連合会を休会  
 5年 創立50周年

編集	役員会/PTA実行委員会	
発行	東野小学校PTA	
発行日	昭和63年4月1日	
改正	平成11年4月1日	平成18年5月1日
	平成21年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和6年4月1日	

